

事務連絡
令和2年6月16日

特別区保健所
八王子市保健所
町田市保健所

御中

東京都福祉保健局健康安全部感染症対策課
東京都福祉保健局医療政策部医療政策課

新型コロナウイルス感染症により機能停止となった医療関係施設等
に対する融資について

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

今般、別添の「新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった医療関係施設等に対する融資について」（令和2年6月12日付け厚生労働省医政局医療経営支援課事務連絡）のとおり、独立行政法人福祉医療機構において、国の令和2年度第2次補正予算により、優遇融資の条件について貸付利率の拡充等が行われる旨連絡がありましたので、誠にお手数ですが、管内医療機関に周知いただきますようよろしくお願いいたします。融資の相談につきましては、独立行政法人福祉医療機構相談窓口に直接お問い合わせいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、別紙のとおり、都内病院宛周知するとともに、（公社）東京都医師会及び（公社）東京都歯科医師会に周知依頼している旨申し添えます。

↓ 問合せ先はこちら

（独立行政法人福祉医療機構相談窓口）

独立行政法人福祉医療機構（新型コロナウイルス感染症の優遇融資関連ページ）

https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/

医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863

※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403



お問い合わせフォーム：

<https://www.wam.go.jp/hp/c-19-yuushi-mform/>

※ご来訪いただかなくても電話もしくはお問い合わせフォームでのご相談が可能です。

【担当】

東京都福祉保健局健康安全部感染症対策課感染症医療整備担当

電話 03（5320）4347

東京都福祉保健局医療政策部医療政策課計画担当

電話 03（5320）4425

都道府県
各指定都市衛生主管部（局）御中
中核市

厚生労働省医政局医療経営支援課

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった
医療関係施設等に対する融資について

独立行政法人福祉医療機構（以下、「WAM」という。）では、医療関係施設等を整備する際に必要となる建築資金、機械購入資金及び長期運転資金を長期・固定・低利で融資しており、令和2年4月30日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった医療関係施設等に対する融資について」のとおり、新型コロナウイルス感染症により、当該施設の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合の長期運転資金については、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資（以下「優遇融資」という。）を行っております。

この度、令和2年度第2次補正予算により、

- ・融資に必要な原資を1兆3,200億円積み増し（3,844億円から1兆7,044億円）
- ・WAMの財政基盤を強化するため328億円の政府出資の追加（41億円から369億円）（無利子・無担保融資を行うためにWAMへ出資するもの）

を行うとともに、優遇融資の条件について、貸付利率の拡充等の更なる拡充を行うこととなりましたので、対象となった医療関係施設等が必要に応じて本優遇融資を活用できるよう、管内の市区町村や関係機関、医療関係施設等に対する周知について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、融資の相談及び今後の手続等については、下記及び（別紙）記載の「独立行政法人福祉医療機構相談窓口」までお問い合わせいただきますよう、あわせてご周知ください。

（独立行政法人福祉医療機構相談窓口）

独立行政法人福祉医療機構（新型コロナウイルス感染症の優遇融資関連ページ）

https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/

医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863

※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403



お問い合わせフォーム：

<https://www.wam.go.jp/hp/c-19-yuushi-mform/>

※ご来訪いただかなくても電話もしくはお問い合わせフォームでのご相談が可能です。

【担当連絡先（自治体担当者向け）】 厚生労働省医政局医療経営支援課経営指導係

代表電話：03-5253-1111（内線2671） 直通電話：03-3595-2261

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった

医療関係施設等に対する優遇融資の概要

(独立行政法人福祉医療機構 医療貸付事業)

下記の通り、優遇融資の条件について、更なる拡充として、貸付金限度額及び貸付利率の拡充等を行います。

※今回の拡充以前にご相談いただいた法人におかれましても、本件による優遇融資をご利用いただけます。

○長期運転資金

	通常の融資	従来の優遇融資	本件による優遇融資の更なる拡充
融資率	70~80%	100%	100%
償還期間 (据置期間)	1年以上3年以内 (6か月以内)	15年以内 (5年以内)	15年以内 (5年以内)
貸付利率 (令和2年6月12日現在)	0.803%	《当初5年間》 ・1億円まで： 無利子 ・1億円超の部分： 0.200% 《6年目以降》0.200%	当初5年間 ①~③まで：無利子/①~③超の部分は0.200% ①コロナ対応を行う医療機関： 「病院1億円、診療所4,000万円」又は「 <u>当該医療機関の前年同月からの減収の2か月分</u> 」の高い方 ②政策医療を担う医療機関： 「病院1億円、診療所4,000万円」又は「 <u>当該医療機関の前年同月からの減収の1か月分</u> 」の高い方 ③ ①・②以外の施設： 病院1億円、老健・介護医療院1億円、それ以外の施設4,000万円 ≪6年目以降≫0.200%
貸付金の限度額	老健：1,000万円 診療所：300万円	病院：7.2億円 老健・介護医療院：1億円 それ以外の施設：4,000万円	病院7.2億円、老健・介護医療院1億円、それ以外の施設4,000万円又は「 <u>当該医療機関等の前年同月からの減収の12か月分</u> 」の高い方
無担保	—	貸付金額3億円までは無担保で融資が可能	①コロナ対応を行う医療機関： 「病院3億円、診療所4,000万円」 又は「 <u>当該医療機関の前年同月からの減収の6か月分</u> 」の高い方 ②政策医療を担う医療機関： 「病院3億円、診療所4,000万円」又は「 <u>当該医療機関の前年同月からの減収の3か月分</u> 」の高い方 ③ ①・②以外の施設： 病院3億円、老健・介護医療院1億円、それ以外の施設4,000万円

(※) 既往貸付金については、当面6か月の元金、事業者の状況に応じて更に3年間（最長3年6か月）の元金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

融資の相談につきましては、独立行政法人福祉医療機構相談窓口までお問い合わせ
ください。

(再掲：独立行政法人福祉医療機構相談窓口)

独立行政法人福祉医療機構（新型コロナウイルス感染症の優遇融資関連ページ）

https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/

医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863

※携帯電話等につながらない場合：03-3438-0403



お問い合わせフォーム：

<https://www.wam.go.jp/hp/c-19-yuushi-mform/>

※ご来訪いただかなくても電話もしくはお問い合わせフォームでのご相談が可能です。

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療関係施設等の皆さまへ～

無担保・無利子の新型コロナウイルス 対応支援資金の融資を行っています

当機構では、新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた医療関係施設等に対し、優遇融資を実施しています。

今般、令和2年度第2次補正予算により、**すべての施設・事業の貸付限度額を「従来の額」と「月次減収額の12倍のいずれか高い方」まで拡充**しています。

さらに、**新型コロナウイルス対応を行う医療機関**又は**都道府県医療計画に基づく政策医療を担う医療機関及び在宅医療を担う医療機関**については、**無担保貸付額・無利子貸付額を拡充**しており、重点的な経営支援を行っています。

※1 コロナ対応を行う医療機関…コロナ患者の入院受入れ・病床確保、接触者外来等の設置
※2 政策医療を担う医療機関…都道府県医療計画に名称が記載されている政策医療を担う医療機関及び在宅医療を担う医療機関

【新規貸付の概要】

融資条件									
貸付対象	前年同期などと比較して減収又は利用者が減少している等 ※要件に該当するかご不明な場合には、末尾連絡先までご相談ください。								
償還期間(据置期間)	15年以内(5年以内) ※据置期間は元金の支払猶予期間です。								
貸付利率	<table border="1"> <tr> <td>①病院、 介護老人保健施設、 介護医療院</td> <td>②診療所、助産所、 医療従事者養成 施設、指定訪問 看護事業</td> <td>③コロナ対応を行 う医療機関※1 (病院・診療所)</td> <td>④政策医療を担う 医療機関※2 (病院・診療所)</td> </tr> <tr> <td>1億円</td> <td>4,000万円</td> <td>①・②の金額と 「前年同月からの 減収額の2倍」の いずれか高い金額</td> <td>①・②の金額と 「前年同月からの 減収額」のいずれ か高い金額</td> </tr> </table>	①病院、 介護老人保健施設、 介護医療院	②診療所、助産所、 医療従事者養成 施設、指定訪問 看護事業	③コロナ対応を行 う医療機関※1 (病院・診療所)	④政策医療を担う 医療機関※2 (病院・診療所)	1億円	4,000万円	①・②の金額と 「前年同月からの 減収額の2倍」の いずれか高い金額	①・②の金額と 「前年同月からの 減収額」のいずれ か高い金額
	①病院、 介護老人保健施設、 介護医療院	②診療所、助産所、 医療従事者養成 施設、指定訪問 看護事業	③コロナ対応を行 う医療機関※1 (病院・診療所)	④政策医療を担う 医療機関※2 (病院・診療所)					
1億円	4,000万円	①・②の金額と 「前年同月からの 減収額の2倍」の いずれか高い金額	①・②の金額と 「前年同月からの 減収額」のいずれ か高い金額						
上記以外の部分	0.2% (当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分)								
貸付金の限度額	次の金額と「前年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 病院7.2億円、介護老人保健施設・介護医療院1億円、 診療所・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業4,000万円								
無担保貸付	病院3億円、介護老人保健施設・介護医療院1億円、 診療所・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業4,000万円 ① コロナ対応を行う医療機関(病院・診療所) 上記金額と「前年同月からの減収額の6倍」のいずれか高い金額 ② 政策医療を担う医療機関(病院・診療所) 上記金額と「前年同月からの減収額の3倍」のいずれか高い金額								

●ご融資には保証人(保証人不要制度(0.15%の利率を上乗せ)あり)が必要です。なお、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

【既往貸付の取扱い】

当面6か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に**3年間(最長3年6か月)**の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

- その他詳しい条件や融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。
- ご来訪いただかなくても電話もしくはお問い合わせフォームでのご相談が可能です。

優遇融資の情報(優遇融資の詳細、Q & A、借入申込書等)はこちら
https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/



医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863

※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403

お問い合わせフォーム：<https://www.wam.go.jp/hp/c-19-yuushi-mform/>